

宇都宮市大谷石利用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する大谷石利用促進補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大谷石 宇都宮市大谷町周辺から産出された、天然の凝灰岩をいう。（大谷石が含まれている人造建材は除く。）
- (2) 居宅 居住の用に供する建物で、戸建の住宅をいう。
- (3) 店舗等 飲酒業（カクテル専門店である場合を除く。）、風俗業及び遊戯業の用に供していない店舗、事務所又は店舗若しくは事務所との併用住宅（マンション内のものを除く。）をいう。
- (4) 補助対象額 居宅又は店舗等の内外装材として大谷石を利用した際に要する経費をいう。

(目的)

第3条 この要綱は、居宅又は店舗等の新築、増築、改築、又は模様替の際、内外装等の材料として大谷石を利用した者に対し、その工事に要する経費の一部を補助することにより、市民の大谷石への愛着の醸成や大谷石の印象の向上を図り、もって大谷石需要の拡大及び大谷石産業の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) この要綱の施行の日以降に、宇都宮市内の居宅又は店舗等の内外装等の材料として、居宅においては5平方メートル以上、店舗等においては10平方メートル以上の大谷石を利用した者
- (2) 居宅に対する補助の場合においては、宇都宮市内に居住し自己所有の自己の居住の用に供する建物を有する者、宇都宮市内に賃貸を目的とした居宅を有する者、又は宇都宮市内に居宅を賃借している者、店舗等に対する補助の場合においては、宇都宮市内に店舗等を有している者又は賃借している者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象額の30パーセントとし、次の各号に定める額を上限とする。なお、算出した金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (1) 居宅 20万円
- (2) 店舗等 50万円

(他の補助金との関係)

第6条 この補助金は、宇都宮市観光振興促進事業補助金交付要綱によるもの及び宇都宮

市中心商業地出店等促進事業補助金交付要綱による大谷石活用事業を除き、国又はその他の団体が交付する補助金等の受給を妨げない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大谷石利用促進補助金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大谷石の使用面積及び補助対象額が確認できる見積書等の写し並びに工事図面
- (2) 賃借物件の場合は賃貸契約書の写し及び貸主の施工同意書の写し
- (3) 法人の場合はその法人の登記事項証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを受理し審査の上、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付すことができるものとする。

(交付申請の変更等)

第9条 申請者は、第7条の申請書の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、大谷石利用促進補助金交付申請変更等届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の届出書の提出があった場合に準用する。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、事業完了後速やかに大谷石利用促進補助金交付請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 大谷石の使用面積及び補助対象額が確認できる領収書の写し
- (2) 大谷石を使用した場所の完成写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、現地確認を行い、補助金交付の決定内容に適合すると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(啓発普及への協力)

第11条 補助金の交付を受けた者は、市からの要請を受けたときは、大谷石の啓発普及に協力するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る補助金の返還を、補助金の交付を受けた者に対し命じるものとする。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(様式)

第14条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。